

船舶事故等調査報告書

平成24年12月20日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2012神第109号
事故等種類	乗揚
発生日時	平成24年2月4日 15時00分ごろ
発生場所	兵庫県姫路市姫路港網干第2区 姫路市所在の網干防波堤灯台から真方位115° 830m付近 (概位 北緯34° 46.0′ 東経134° 36.9′)
事故等調査の経過	平成24年8月20日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報	
船種船名、総トン数	貨物船 第八栄隆丸、498トン
船舶番号、船舶所有者等	135584、泉洋汽船株式会社
乗組員等に関する情報	船長、三級海技士（航海）
死傷者等	なし
損傷	船底に破口等
事故等の経過	本船は、船長ほか4人が乗り組み、スクラップ約1,230tを積載し、船首約3.4m、船尾約4.5mの喫水により、姫路港網干第2区の岸壁に向けて約2ノットの対地速力で航行中、平成24年2月4日15時00分ごろ姫路港網干第2区の岸壁付近の浅所に乗り揚げた。 本船は、機関を停止して船体を点検したところ、浸水等の異状がなかったが、翌5日07時ごろ船体が傾斜しているのを認めたので、船体を点検したところ、左舷バラストタンクに浸水していたため、木栓等で浸水を止めて航行を続け、後日、造船所で修理を行った。
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北西、風力 2、視界 良好 海象：潮汐 下げ潮末期
その他の事項	船長は、本事故発生場所付近の航行経験が約5回あったが、浅所があることは知らなかった。 船長は、本事故発生場所付近には十分な水深があると思っていた。 船長は、事前に潮汐を確認していなかった。
分析	
乗組員等の関与	あり
船体・機関等の関与	なし
気象・海象の関与	あり
判明した事項の解析	本船は、姫路港網干第2区を同区の岸壁に向けて航行中、船長が浅所の存在を知らなかったことから、同岸壁付近の浅所に接近し、同浅所に乗り揚げたものと考えられる。

原因	本事故は、本船が、姫路港網干第2区を同区の岸壁に向けて航行中、船長が浅所の存在を知らなかったため、同岸壁付近の浅所に接近し、同浅所に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none">・事前に海図で浅所の位置を確認するとともに、潮汐を確認すること。